

大通達甲（刑）第8号
令和6年3月25日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1 年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

警察犬運用要綱の改正について（通達）

大分県警察における警察犬の運用については、「警察犬運用要綱の制定について」（平成19年10月1日付け大通達甲（刑）第2号）により運用しているところであるが、この度、直轄警察犬の導入に伴い、別添のとおり「警察犬運用要綱」を改正し、令和6年4月1日から運用することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（鑑識課警察犬係）

別添

警察犬運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪捜査等における直轄警察犬及び嘱託警察犬（以下「直轄警察犬等」という。）の効果的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 直轄警察犬 大分県警察において直接、飼育、管理及び運用をする警察犬をいう。
- 2 嘱託警察犬 個人が飼育及び管理をしている警察犬のうち、大分県警察が犯罪捜査等のための出動を嘱託した警察犬をいう。
- 3 担当者 刑事部鑑識課警察犬係の職員のうち、直轄警察犬の訓練及び出動を行う者をいう。
- 4 所有者 嘱託警察犬の所有者をいう。
- 5 大分県嘱託警察犬指導士 嘱託警察犬の訓練及び出動を行う者として、大分県警察が嘱託した者をいう。
- 6 所属長 警察本部の課長、所長及び隊長、警察学校長並びに警察署長をいう。

第3 運用責任者

- 1 直轄警察犬等の運用責任者は、刑事部鑑識課長とする。
- 2 運用責任者は、直轄警察犬等の適正かつ円滑な運用を行うものとする。

第4 直轄警察犬の運用

- 1 直轄警察犬の配置
刑事部鑑識課に、直轄警察犬を配置する。
- 2 担当者の業務
直轄警察犬の運用に係る担当者の業務については、刑事部鑑識課長が別に定める。

第5 嘱託警察犬の運用

- 1 嘱託警察犬審査委員会
 - (1) 警察本部に、嘱託警察犬審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
 - (2) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
 - (3) 委員長は刑事部長を、副委員長は刑事部鑑識課長をもって充て、委員は刑事部鑑識課員並びに警察犬について知識及び経験を有する者のうちから委員長が指名する。
 - (4) 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - ア 嘱託警察犬の嘱託に必要な審査を行うこと。
 - イ 嘱託警察犬の嘱託に必要な審査基準及び審査要領を定めること。
 - (5) 委員会の庶務は、刑事部鑑識課において処理する。
- 2 嘱託警察犬の審査
委員会は、毎年1回以上、嘱託警察犬の嘱託に必要な実技審査を行い、委員長はその結果に過去の活動実績等参考となる事項を添えて警察本部長に報告するものとする。
- 3 嘱託警察犬の嘱託
警察本部長は、前記2により委員長から審査結果の報告を受けた場合、審査結果及び

過去の活動実績等を総合的に判断し、優秀と認めた警察犬を嘱託種目ごとに大分県警察の嘱託警察犬として嘱託し、その所有者に対し嘱託書（第1号様式）を交付するものとする。

4 嘱託警察犬指導士の嘱託

警察本部長は、前記3により嘱託された嘱託警察犬の訓練及び出動を行う者を大分県嘱託警察犬指導士（以下「指導士」という。）として嘱託し、嘱託書（第2号様式）を交付するものとする。

5 物品の貸与等

- (1) 警察本部長は、前記4により嘱託した指導士に対し、大分県嘱託警察犬指導士証（第3号様式）、大分県嘱託警察犬指導士証入れ（第4号様式）及び必要な被服等を貸与するものとする。
- (2) 指導士に貸与する被服等については、運用責任者が別に定める。

6 嘱託期間

嘱託警察犬及びその指導士の嘱託期間は、その嘱託警察犬の能力等を勘案し、毎年1月1日を起算日として、甲（2年）及び乙（1年）の2種類とする。ただし、警察本部長が必要と認めた場合は、この限りではない。

7 嘱託の取消し

警察本部長は、嘱託警察犬が次のいずれかに該当することとなったときは、前記6の嘱託期間満了前であっても、当該嘱託警察犬及びその指導士の嘱託を取り消し、前記5の貸与物品を返納させるものとする。

- (1) 所有者又は指導士が変わったとき。
- (2) 所有者又は指導士が嘱託を辞退したとき。
- (3) 嘱託警察犬、所有者又は指導士が死亡したとき。
- (4) その他嘱託をしておくことが適当でないと認められるとき。

第6 警察犬の活用

1 出動要請

所属長は、犯罪捜査、行方不明捜索その他の警察活動において直轄警察犬等の活動が効果的と認めるときは、直轄警察犬等の出動を要請することができる。

2 運用責任者の措置

- (1) 運用責任者は、所属長から前記1の規定による出動要請を受けた場合において必要があると認めるときは、直ちに直轄警察犬等を出動させるものとする。
- (2) 運用責任者は、直轄警察犬等の活用を要すると認められる事案等を認知したときは、所属長の出動要請を待つことなく、直轄警察犬等を出動させることができる。

3 活用結果報告

- (1) 直轄警察犬を伴い出動した担当者は、運用責任者に対し、速やかにその活用結果等を報告するものとする。
- (2) 嘱託警察犬を活用した所属長は、運用責任者に対し、速やかにその活用結果等を報告するものとする。
- (3) 前記(1)及び(2)の規定による報告の方法については、運用責任者が別に定める。

4 謝金等

(1) 犯罪捜査に係る謝金

ア 犯罪捜査において嘱託警察犬を活用したときは、所属長は運用責任者を經由して警察本部長に謝金を請求すること。

イ 警察本部長は、前記アの規定による請求があったときは、別に定める支給基準に従い、その都度、謝金を支出するものとする。

(2) 特異行方不明者捜査に係る謝金

ア 特異行方不明者捜査において嘱託警察犬を活用したときは、所属長は運用責任者に謝金を請求すること。

イ 運用責任者は、前記アの規定による請求があったときは、別に定める支給基準に従い、その都度、謝金を支出するものとする。

第7 簿冊の備付け

1 運用責任者は、警察犬台帳（第5号様式）を備え付け、直轄警察犬等の運用状況を明らかにしておくこと。

2 運用責任者は、嘱託警察犬指導士台帳（第6号様式）を備え付け、指導士の嘱託状況を明らかにしておくこと。

3 運用責任者は、警察犬表彰簿（第7号様式）及び嘱託警察犬指導士表彰簿（第8号様式）を備え付け、直轄警察犬等及び指導士の表彰状況を明らかにしておくこと。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

第 号

嘱 託 書

犬 名 号

所有者 殿

大分県警察の〔嘱託種目〕犬（甲又は乙）

に嘱託します

年 月 日

大分県警察本部長

印

第2号様式

第 号

嘱 託 書

(住所)

殿

あなたを大分県嘱託警察犬指導士（甲又は
乙）に嘱託します

年 月 日

大分県警察本部長

印

第3号様式

大分県嘱託警察犬指導士証

大分県嘱託警察犬指導士証

発行番号

氏名：

生年月日 年 月 日

住所

写真

大分県警察本部長 印

4.5 cm

5.7 cm

7.0 cm

8.7 cm

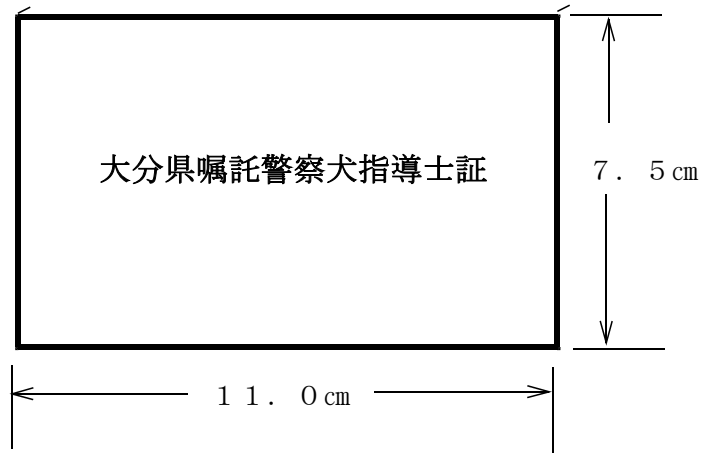
備考： 写真は、2.5 cm × 3.0 cm 大で、上半身無帽のものとする。

OITA POLICE DOG

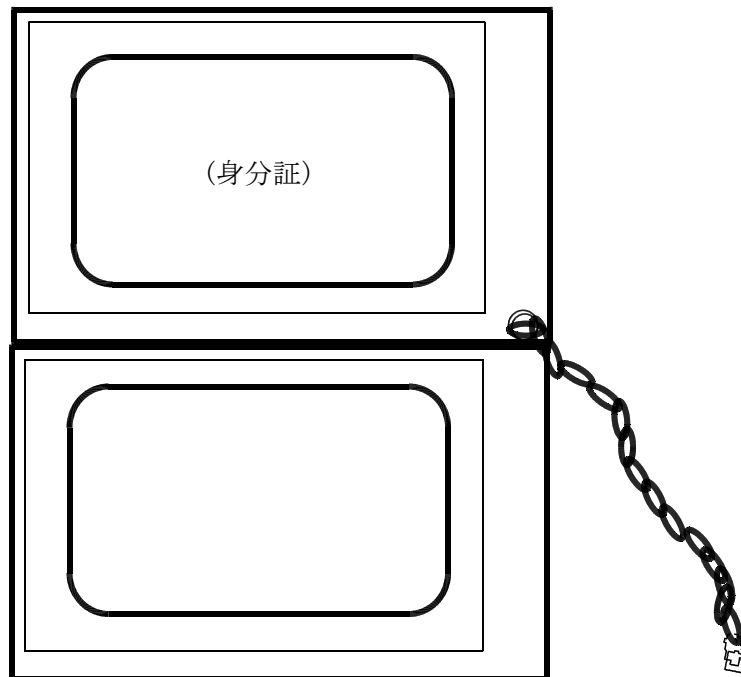
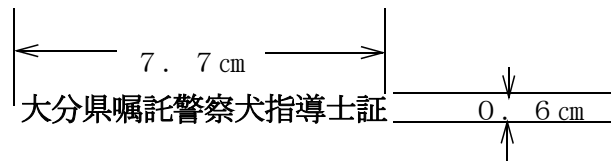
- 本証は、大分県嘱託警察犬指導士であることを証するもので、他に効力は発しない。
- 本証は、警察署長等からの要請に基づく現場活動時に携帯し、必要ある場合は提示しなければならない。
- 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- 本証は、大分県嘱託警察犬指導士の身分を失したときは、直ちに返納しなければならない。
- 本証を亡失、汚損、又は棄損等した場合及び記載事項に変更があった場合は、届け出なければならない。

第4号様式

大分県嘱託警察犬指導士証入れ



文字：金箔押し・18ポイント・DF特大ゴシック体



素材：牛革

色：ブラック

仕様：二つ折り・2個パス入・チェーン付

--	--	--	--	--	--	--	--

